

広島市立広島市民病院
超音波電子内視鏡システム
技 術 仕 様 書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

1. 調達物件の背景及び目的

消化器内科において、消化管、胆膵領域では電子内視鏡システムは各種検査、治療に広く使用されている。その中で、超音波電子内視鏡は消化管粘膜下腫瘍の質的診断、消化管癌の深達度診断、胆膵疾患の質的診断及び超音波内視鏡下穿刺吸引生検法などに使用する。超音波内視鏡は放射線を使用しない安全な画像診断装置でもあるが、より高度な内視鏡診断に大変有用であり、内科、外科で多数の消化管癌治療及び胆膵疾患治療を行っている当院には必須の装置と考える。

本調達物件の導入により、質的診断能力の向上と検査時間の短縮、患者の負担軽減を図ることを目的とするものである。

2. 調達物件名及び構成内容

超音波電子内視鏡システム	1 式
構成内訳	
1. ビデオシステムセンター	1 式
2. 高輝度光源装置	1 式
3. 内視鏡用超音波観測装置	1 式
4. 超音波接続ケーブル	1 式
5. プローブ駆動ユニット	1 式
6. ハイビジョン画像記録装置	1 式
7. 高解像 LCD モニター	2 式
8. 高解像 LCD モニター	1 式
9. 内視鏡トロリー	1 式
10. 超音波ガストロビデオスコープ	1 式
11. 上部消化管汎用ビデオスコープ	1 式
12. 上部消化管汎用ビデオスコープ	2 式
13. 大腸ビデオスコープ	2 式
14. 十二指腸ビデオスコープ	1 式
15. 高周波焼灼電源装置	1 式
16. 画像転送装置	1 式
17. BIS モニター	1 式
18. 液晶ディスプレイスタンド	1 式
19. 器械台	1 式
20. IV スタンド	1 式
21. 吸引バックシステム	1 式
22. レーザープリンター	1 式

上記のほか、機器搬入・据付け・配管・配線・調整等を含む。

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会から審査の委嘱を受けた申請科及び事務室において、本調達物件に係る技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

- (1) 仕様に関する留意事項
 - ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
 - ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関する注意事項
 - ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
 - ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
 - ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。